

フェリス女学院大学学位規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、フェリス女学院大学学則（1965年4月1日制定。以下「大学学則」という。）及びフェリス女学院大学大学院学則（1991年3月20日制定。以下「大学院学則」という。）に規定するもののほか、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位及びその種類は、次のとおりとする。

- (1) 学士（文学）、学士（音楽）又は学士（国際交流学）
- (2) 修士（文学）、修士（音楽）又は修士（国際交流）
- (3) 博士（文学）又は博士（国際交流）

第2章 学士

(学士の学位授与)

第3条 学長は、本学の各学部において、各学科所定の課程を修了し、大学学則第18条の規定により卒業資格の認定を受けた者には、その卒業を認め、学士の学位を授与し、様式第1の卒業証書・学位記を交付する。

2 前項の規定により授与する学士の学位は、文学部を卒業した者には学士（文学）、音楽学部を卒業した者には学士（音楽）、国際交流学部を卒業した者には学士（国際交流学）とする。

第4条 本学において学士の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、これに本学名を付記して学士（文学、音楽又は国際交流学）（フェリス女学院大学）とする。

第3章 修士

(修士の学位授与の要件)

第5条 学長は、本学の大学院各研究科において、各専攻の修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位申請論文又は特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）を提出してその審査及び最終試験に合格した者に、大学院学則第14条第1項の規定により、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

2 前項の規定により授与する修士の学位は、人文科学研究科を修了した者には修士（文学）、音楽研究科を修了した者には修士（音楽）、国際交流研究科を修了した者には修士（国際交流）とする。

(修士の学位申請論文の提出)

第6条 修士課程及び博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目を20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、課程修了予定年次の1月に修士の学位申請論文を提出することができる。

2 修士の学位を申請する者は、修士の学位申請論文1編1部を、当該研究科に提出しなければならない。ただし、修士の学位申請論文に、参考として他の論文を添付することができる。

3 大学院学則第18条ただし書及び前条ただし書の規定を適用されている者の修士の学位申請論文の提出時期については、各研究科委員会の定めるところによる。

(審査資料の請求)

第7条 修士の学位申請論文の審査のため必要があるときは、参考論文、関係資料等の提出を求めることができる。

(修士の学位申請論文の審査)

第8条 前2条の規定により修士の学位申請論文が提出されたときは、当該研究科は、その審査のため、当該研究科委員会の承認を経て、審査委員会を設置し、審査委員を選出する。

2 審査委員会は、3名以上の審査委員で構成し、主査は1名とする。

3 審査委員は、当該研究科専任教員から選出し、修士の学位申請論文に関連のある授業科目を担当する教員及び研究指導を担当する教員を含むものとする。

4 審査のため必要と認めるときは、当該研究科は、当該研究科委員会の承認を経て、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を主査以外の審査委員1名として充てることができる。

(1) 本学大学院専任教員のうち、修士課程又は博士前期課程の授業科目を担当する教員又は研究指導を担当する教員

(2) 他の大学院、研究所等の教員又は学識経験者

5 審査委員会は、修士の学位申請論文の審査、最終試験に関する事項等を行う。

(修士の研究成果の提出等)

第8条の2 修士の研究成果の提出及び審査の方法等については、別に定める。

(修士の学位申請論文及び研究成果の審査基準)

第9条 修士の学位申請論文及び研究成果は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

(修士の最終試験)

第10条 大学院学則第11条及び第12条に規定する最終試験は、修士の学位申請論文又は研究成果の内容及びこれに関連する専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力等について、筆記又は口頭で行う。

第4章 博士

(博士の学位授与の要件)

第11条 学長は、本学の大学院人文科学研究科又は国際交流研究科において、各専攻の博士課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の授業科目を38単位以上（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程で修得した30単位を含む。以下同じ。）修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位申請論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に、大学院学則第14条第1項の規定により、博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院学則第11条の2第1

項から第3項までのただし書に規定するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、博士課程を経ない者についても博士の学位申請論文を提出してその審査及び試験に合格し、その関係専攻分野に関し本学の大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有すると確認した場合には、博士の学位を授与することができる。

3 前2項の規定により授与する博士の学位は、人文科学研究科を修了した者には博士（文学）、国際交流研究科を修了した者には博士（国際交流）とする。

（博士課程在学者の博士の学位申請論文の提出）

第12条 前条第1項の規定により、博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目を38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、課程修了予定年次に博士の学位申請論文を提出することができる。

2 博士の学位を申請する者は、博士学位申請書に、博士の学位申請論文1編4部及び同電子データ1部、論文要旨4部及び同電子データ1部並びに履歴書4通を添え、当該研究科に提出しなければならない。ただし、博士の学位申請論文に、参考として他の論文を添付することができる。

3 大学院学則第18条ただし書及び前条第1項のただし書の規定を適用されている者の博士の学位申請論文の提出時期については、各研究科委員会の定めるところによる。

4 提出した博士の学位申請論文を撤回する場合は、最終試験実施日から7日後までに、博士学位申請撤回届を学長に提出しなければならない。

（審査資料の請求）

第12条の2 博士の学位申請論文の審査のため必要があるときは、参考論文、論文の訳文又は関係資料等の提出を求めることができる。

（博士課程を経ない者の博士の学位申請論文の提出及び博士論文審査手数料）

第13条 第11条第2項の規定により、博士の学位申請論文を提出するときは、本学研究科に所属する関係専門分野の教授の許可を受けた上で、博士学位申請書に、博士の学位申請論文1編4部及び同電子データ1部並びに論文要旨4部及び同電子データ1部並びに論文目録4通並びに履歴書4通並びに博士論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。ただし、博士の学位申請論文に、参考として他の論文を添付することができる。

2 博士の学位申請論文の提出方法及び時期は、博士課程在学者が提出する場合に準じるものとする。

3 博士論文審査手数料は、別に定める。

4 提出した博士の学位申請論文を撤回する場合は、最終試験実施日から7日後までに、博士学位申請撤回届を学長に提出しなければならない。

（審査の付託）

第13条の2 第11条第2項の規定により博士の学位申請論文が提出されたときは、学長は、申請された学位に該当する研究科委員会にその審査を付託する。

（博士の学位申請論文の審査）

第14条 第12条の規定により博士の学位申請論文が提出されたとき、又は前条の規定により博士の学位申請論文の審査が付託されたときは、当該研究科は、その審査のため、当該研究科委

員会の承認を経て、審査委員会を設置し、審査委員を選出する。

2 審査委員会は3名以上の審査委員で構成し、主査は1名とする。

3 主査は、当該研究科専任教員のうち、博士の学位申請論文に関連のある授業科目を担当する教員又は研究指導を担当する教員から選出するものとする。

4 前項に定める主査以外の審査委員には、次に掲げる者を含むものとする。

(1) 本学大学院専任教員のうち、博士後期課程の授業科目を担当する教員又は研究指導を担当する教員

(2) 他の大学院、研究所等の教員又は学識経験者

5 審査委員会は、博士の学位申請論文の審査、学力学識の確認、最終試験に関する事項等を行う。

(博士の学位申請論文の審査基準)

第15条 博士の学位申請論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない。

(博士の最終試験)

第16条 大学院学則第11条の2及び第12条に規定する最終試験は、博士の学位申請論文の内容及び専攻分野について研究者として自立して行う研究活動又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識等について、筆記又は口頭で行う。

2 博士課程を経ない者で、博士の学位申請論文を提出した者については、前項のほか本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有するか否かを確認する。

(博士論文要旨等の公表)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に「フェリス女学院大学審査学位論文」である旨を明記して、当該博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを、「フェリス女学院大学審査学位論文の要約」である旨を明記して、インターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(博士の学位授与の報告等)

第19条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3月以内に、様式第3による学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位簿登録)

第20条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録する。

第5章 修士・博士共通事項

(学位申請論文の審査期間等)

第21条 審査委員会は、修士については、学位申請論文又は研究成果の受理後2月以内に、博士については、博士課程在学中の者の場合は博士の学位申請論文の受理後5月以内に、博士課程を経ない者（博士後期課程を退学した者を含む。）の場合は博士の学位申請論文の受理後10月以内にその審査及び最終試験を終了しなければならない。

(審査結果の報告)

第22条 審査委員会は、学位申請論文又は研究成果の審査及び最終試験を終了したときは、審査の結果及び評価に関する意見を付して、最終試験の成績とともに、当該研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位申請論文又は研究成果の審査の結果、その内容が著しく不適格であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、その旨を当該研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第23条 各研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士又は博士の学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決は、当該研究科委員会の構成員の3分の2以上の者が出席し、出席者の3分の2以上の者の賛成がなければならない。

3 各研究科委員会が第1項の議決をしたときは、当該研究科長は速やかに、学長及び大学院委員会に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第24条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、修士又は博士の学位の授与を議決された者に様式第2の学位記を交付する。

2 修士又は博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第25条 本学において、修士又は博士の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、これに本学名を次のとおり付記するものとする。

(1) 修士（文学、音楽又は国際交流）（フェリス女学院大学）

(2) 博士（文学又は国際交流）（フェリス女学院大学）

第6章 その他

(学位授与の取消)

第26条 本学において、学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、学士については当該教授会及び大学評議会の議を経て、修士及び博士については当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、その授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正な方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

(改正)

第27条 この規則の改正は、大学院委員会及び大学評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規則は、1991年4月1日から施行する。

附 則〔1991年9月6日理事会決定〕

この規則は、1991年9月6日から施行する。

附 則〔1994年10月24日理事会決定〕

- 1 この規則は、1995年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科英文学専攻及び日本文学専攻の修士課程は、フェリス女学院大学大学院学則第4条の規定にかかわらず、1995年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則〔1995年5月25日理事会決定〕

- 1 この規則は、1997年4月1日から施行する。
- 2 文学部国際文化学科は、フェリス女学院大学学則第2条の規定にかかわらず、1997年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則〔1997年5月20日理事会決定〕

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則〔2001年2月19日理事会決定〕

- 1 この規則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科地域文化専攻は、フェリス女学院大学大学院学則第4条の規定にかかわらず、2001年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 人文科学研究科博士後期課程2000年度以前入学者の博士の学位授与の要件は、改正後の第11条から第13条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2001年10月25日理事会決定〕

この規則は、2001年7月23日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則〔2003年9月25日理事会決定〕

この規則は、2003年9月25日から施行し、2003年4月1日から適用する。ただし、この規則の改正前に退学した博士後期課程単位修得満期退学者の取り扱いについては、改正後の第13条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2007年2月22日理事会決定〕

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則〔2008年2月28日理事会決定〕

この規則は、2008年2月28日から施行し、2007年度に提出された学位申請論文から適用する。

附 則〔2013年10月24日理事会決定〕

- 1 この規則は、2013年10月24日から施行し、2013年4月1日から適用する。
- 2 2013年3月31日以前に博士の学位を授与されたものについては、改正後の第12条、第13条、第17条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2015年2月26日理事会決定〕

この規則は、2015年2月26日から施行する。

附 則〔2016年3月24日理事会決定〕

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則〔2017年5月25日理事会決定〕

この規則は、2017年5月25日から施行し、2017年4月1日から適用する。ただし、本学大学院博士後期課程2016年度以前入学者の博士の学位授与の要件は、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2019年2月28日理事会決定〕

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則〔2019年10月24日理事会決定〕

この規則は、2019年10月24日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

卒業証書・学位記	
氏名	氏名
年月日生	年月日生
本学	学部
課程を修めて本学を卒業したことを認め	学科所定の
学士()の学位を授与する	
年月日	
学○第 号	
フェリス女学院大学○学部長	印
フェリス女学院大学長	印

様式第2の1 (第5条・第24条関係)

学位記	
氏名	氏名
年月日生	年月日生
本学大学院	研究科
博士前期課程	専攻
の	
修士課程	を修了したので修士()
の学位を授与する	
年月日	
修○第 号	
フェリス女学院大学長	印
フェリス女学院大学長	印

様式第2の2 (第11条第1項・第24条関係)

学位記					
	氏名	氏名			
	年月日生	年月日生			
本学大学院	研究科	専攻			
の博士課程を修了したので博士()					
の学位を授与する					
年月日					
博○甲第 号					
フェリス女学院大学長					
印					

様式第2の3 (第11条第2項・第24条関係)

学位記					
	氏名	氏名			
	年月日生	年月日生			
本学に学位論文「 論 文					
題 目 」					
を提出し所定の審査及び試験に合格したので					
博士() の学位を授与する					
年月日					
博○乙第 号					
フェリス女学院大学長					
印					

様式第3（第19条関係）

学位(博士)授与報告書

フェリス女学院大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							

備考

- 1 報告番号は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により授与された博士の一連番号とし、同規則第4条第1項によるものについては「甲第号」、同条第2項によるものについては「乙第号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を（ ）を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条（本学学位規則第19条）に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。